つるがしま
生活応援商品券

食料品などの物価高騰による負担を軽減するとともに、市内店舗の活性化を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、19 歳以上の市民を対象に、１人４０００円分の商品券を配布します。

利用期間　7/1（水）▶▶ 9/30（水）

配布内容　１人あたり **4000 円分の商品券**（1000 円 × 4 枚）

配布対象　令和 8 年 3 月 31 日時点において、19 歳以上で、本市に住民登録があり、現在も本市に居住している方

配布方法　申請不要。6月末までにご自宅にお届けします。

使用できる店舗　スーパー、ホームセンター、飲食店、コンビニなど、取扱店舗一覧に記載された店舗。
使用できる店舗は、市ホームページで随時更新を行います。詳細については、市ホームページを確認してください。

詳細はこちら

問合先　産業振興課　商工労政担当

令和7年度

下半期財政状況をお知らせします

問合先　財政課財政担当

市の財政状況については、毎年2回定期的にお知らせしています。
今回は、令和7年度上半期(4月～9月)の収支状況に下半期(10月～3月)の状況を加えた数値をお知らせします(公表した数値は令和8年3月31日現在のものです)。
なお、令和7年度の一般会計当初予算額は255億7000万円です。これに48億7350万円を追加し、最終予算額は304億4350万円となりました。また、市の会計では5月末日までが現金の収入・支出を整理する期間ですので、今回公表する額は決算額とは異なります。令和7年度決算額は、あらためてお知らせします。
※　各数値の万円未満は四捨五入の上、端数処理しています

一般会計

予　算　額
304億4350万円

歳　入

収入済額　269億8749万円
(収入率88.6%)

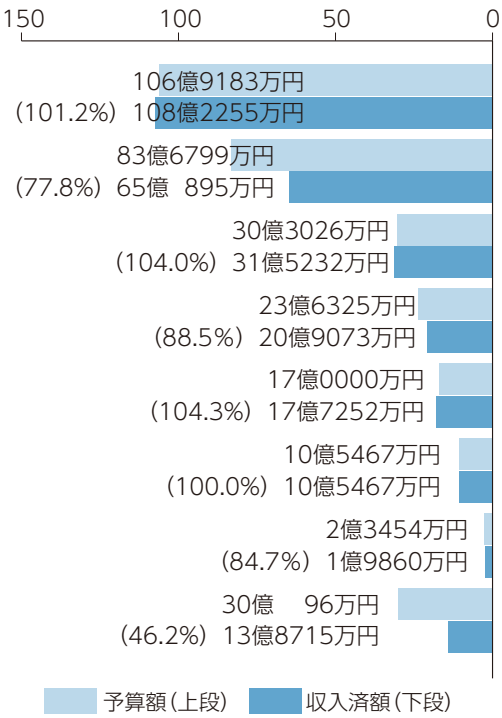

歳　出

支出済額　247億6653万円
(執行率81.4%)

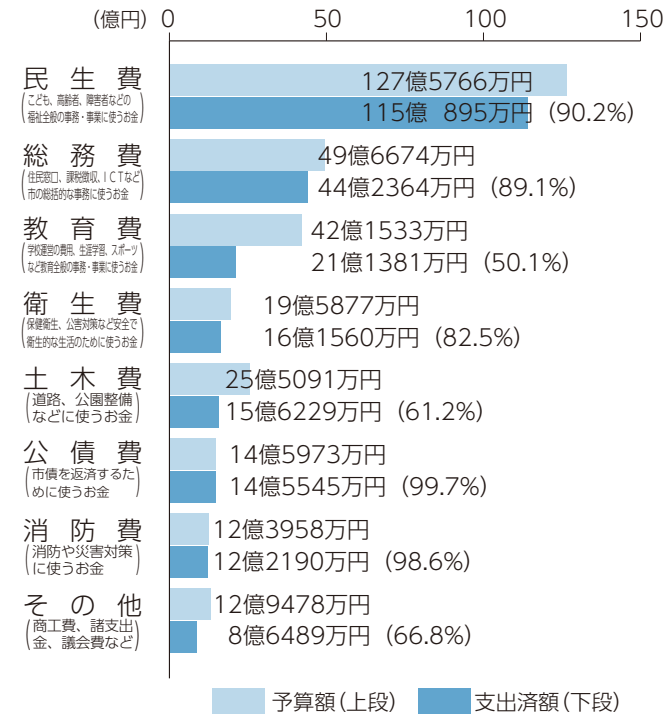

特別会計

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、一本松土地区画整理事業、若葉駅西口土地区画整理事業の各特別会計の収入支出の状況は次のとおりです。

	予算額	収入済額 支出済額	収入率（%） 執行率（%）
国民健康保険	66億8661万円	62億1201万円	92.9
		61億　43万円	91.2
後期高齢者医療	13億　425万円	12億7495万円	97.8
		12億2666万円	94.1
介護保険	52億4553万円	51億9297万円	99.0
		47億3816万円	90.3
一本松土地区画整理事業	1億4948万円	1億2040万円	80.5
		1億4387万円	96.2
若葉駅西口土地区画整理事業	4億8139万円	4億7989万円	99.7
		1億9781万円	41.1

環境の日＆環境月間

～環境にちょっと良いことを見つけて、もっと豊かな暮らしに～

問合先　生活環境課環境保全担当

環境の日　6月5日環境の日は、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」(1993年)が「環境の日」を定め、国、地方公共団体などにおいて、この趣旨にふさわしい各種の行事などを実施することとしています。

環境月間　我が国では、環境省の主唱により1991年度から6月の1か月間を「環境月間」とし、日本全国、また世界各国でもこの日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするためさまざまな行事が行われています。

つるがしま市民環境まつり2026

こんなまちにすみたい　わたしたちのSDGs
～STOP温暖化　自分事として取り組もう～

環境月間に合わせて下記の日程で啓発展示を行います。また、6月6日（土）にはつるがしま市民環境まつり2026を開催し、各種ワークショップを実施します。私たちが自分で出来るゼロカーボンの取り組みについて体験し、考えてみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

開催日　**6月6日（土）9時～12時**　　**場所**　**市役所**

主催：つるがしま市民環境まつり実行委員会　　**後援**：鶴ヶ島市

ワークショップ　9時30分～12時

1階ロビー
- 省エネ相談会（出張省エネ診断）

4階会議室
- 省エネ行動トランプで遊ぼう、野菜当てクイズ＋緑のカーテン苗配布
- 模擬紙幣を使って100万円を当てるゲーム
- クイズと実験
- 紙すき体験
- 外来種さがしゲーム

5階会議室
- 「食と環境」クイズ
- 間伐材を使ったコースターづくり
- 間伐材を使った小物づくり
- 折り紙と木の枝を使った工作＋野草の苗の配布
- 森で採れた材料で工作
- 「オリジナル紙製クリアファイル」を印刷しよう！
- 手廻し発電機で電車を走らせよう！
- 何のゴミ？ゲーム、ゲーム感覚で楽しく「ごみの出し方・分け方」を学ぼう
- 間伐材で箸づくり

庁舎東側緑地
- 荒縄を束ねた大縄づくり（大縄で綱引きしましょう）
- 竹を使った小物づくり　※　雨天中止

庁舎西側玄関前
- 小彼岸桜の苗木配布
- 古紙回収5kgでトイレットペーパーと交換

集めてもらおう

スタンプラリー

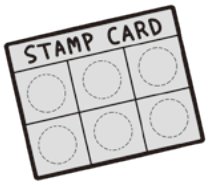

ワークショップ参加や展示見学でスタンプを集めると、景品と交換できます。
（台紙は、まつり当日に会場で配布します）

食品ロス削減キャンペーン

値引きシールを集めたシートの持参で、景品と交換できます。
※　1人1シートまで
（シートは、市役所2階生活環境課や市民センターなどに設置しています）

環境啓発月間展示

5月30日（土）～6月12日（金）

場所：市役所1階ロビー
内容：企業、環境団体による活動やゼロカーボンへの取組紹介など

性別にかかわりなく活躍できる社会

問合先　女性センター☎049・287・4755

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会です。

男女共同参画週間においては、国、地方公共団体および関係団体などが連携し、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事および広報啓発活動を実施します。

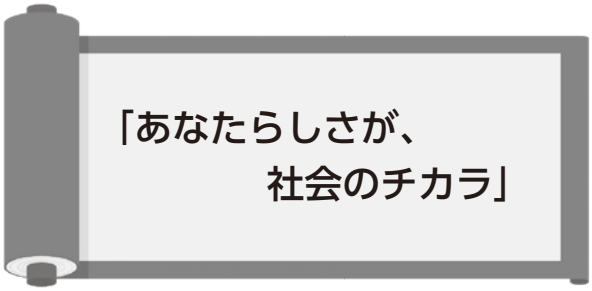

内閣府が決定した今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズです。こども家庭庁の「こども若者★いけんぷらす」を活用し、中学生から20代の皆さんと一緒に考えたものです。

意識の変化について

市では、令和7年度に男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、男女平等に関する意識、家庭生活、社会参加、就労などについて、市民の皆さんの貴重なご意見を聞かせていただきました。例えば、「防災・災害復興対策において、男女の性別等に配慮した対応が必要だと思いますか。」という問いに対しては、「必要がある」と回答した方の割合は、前回の調査と比較すると11.7ポイント上がっています。

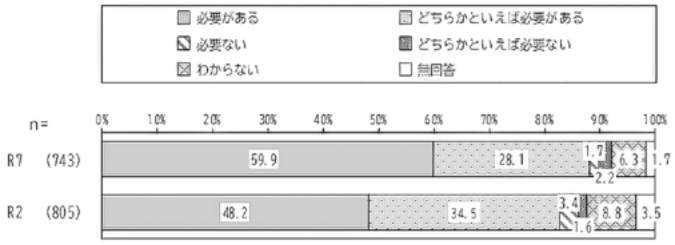

一緒に考えてみよう

「男だから」、「女だから」といった性別役割分担意識にとらわれず、誰もが生きがいを感じられる社会について、身近なことから考えてみましょう。女性センターでは、防災・災害復興対策において必要な女性の視点について考える講演会や、市民の皆さんと連携した講座などを行います。ぜひご参加ください。

ハーモニーふれあいウィーク2026

開催期間：6月22日(月)～27日(土)
場　　所：女性センター

■講演会

災害・防災に男女共同参画の視点を
～だれもが安心できる支援とは～
日　27日(土)10時～
講　瀬山紀子(せやまのりこ)さん(埼玉大学ダイバーシティ推進センター・社会変革研究センターレジリエント研究部門准教授)

■イベント

【22日(月)】
10時～　鶴ヶ島保育所のこどもたちの歌と体操の発表
(終了後) リサイクルブックフェア(期間中開催)
【27日(土)】
9時30分～　茶道の歴史と抹茶体験
※　費用700円(茶菓子代)
13時～　創作落語・男女共同参画講座・ミニライブ
15時～　どこでもまちライブラリー＆しゃべり場

■男女共同参画に関する川柳募集

12日(金)までに専用フォームから
応募してください。
応募はこちら

■講座

やさしいLINE講座～ゆっくり3日間コース～
【22日(月)】はじめてのLINE
【23日(火)】LINEでいろいろやってみよう！
【25日(木)】もっとLINEを楽しもう！！
いずれも10時～　1回のみの参加も可能

■サークル活動体験コーナー

【22日(月)】
●ストレッチ・マッサージヨガ
●大人もこどももみんなで空手チャレンジ！
【23日(火)】●背骨コンディショニング
●ピラティス体験教室
【24日(水)】●ヨガ・骨盤調整・有酸素運動
●ズンズン体操　体験教室
【26日(金)】
●押し花でコースターを作ろう(材料費代100円)
●ほぐして・きたえて・体力アップ！
●リズムに合わせて♪楽しくストレッチ
●リズム＆レクダンス
ホームページはこちら

入院時の1食当たりの食事代が変わります

問合先　保険年金課保険給付・年金担当

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、1食分として定められた費用を自己負担し、残りは保険者が負担します。このたび食材費などの上昇を受け、6月1日から入院したときの食費における自己負担額が次の表のとおり改正されました。

一般病床に入院した場合の食事代　国民健康保険・後期高齢者医療共通

区分			令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
住民税課税世帯	70歳未満の区分「ア」～「エ」の方		510円	550円
	70歳から74歳までの区分「現役並み所得者」、「一般」の方			
	後期高齢者医療制度の「現役並み所得者」・「一般」「Ⅰ」・「Ⅱ」の方			
住民税非課税世帯	70歳未満の区分「オ」の方 70歳から74歳までの区分「Ⅱ」の方 後期高齢者医療制度の区分「Ⅱ」の方	過去12か月で90日までの入院	240円	270円
		過去12か月で90日を超えた入院	190円	220円
	70歳から74歳までの区分「Ⅰ」の方 後期高齢者医療制度の区分「Ⅰ」の方		110円	130円

※　ただし下記①②に該当する方は住民税課税世帯であっても1食330円となります。該当する方は必ず病院にお伝えください
①指定難病で特定医療費を受けている　②小児慢性特定疾患で助成を受けている

療養病床に入院した場合の食事代

－国民健康保険（65歳以上の方）－

区分		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
住民税課税世帯	65歳から70歳未満の区分「ア」～「エ」の方	510円（※2）	550円（※1、3）
	70歳から74歳までの区分「現役並み所得者」、「一般」の方		
住民税非課税世帯	65歳から70歳未満の区分「オ」の方 70歳から74歳までの区分「Ⅱ」の方	240円	270円
	70歳から74歳までの区分「Ⅰ」の方	140円	160円

－後期高齢者医療制度－

区分			令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
住民税課税世帯	「現役並み所得者」・一般「Ⅰ」・「Ⅱ」の方		510円（※2）	550円（※1、3）
住民税非課税世帯	区分「Ⅱ」の方	過去12か月で90日までの入院	240円	270円
		過去12か月で90日を超えた入院	190円	220円
	区分「Ⅰ」の方	老齢福祉年金受給者以外	140円	160円
		老齢福祉年金受給者	110円	130円

※1　栄養管理士または栄養士による適切な栄養量および適時・適温の食事の提供が行われているなどの基準を満たさない場合は510円になります。
※2　指定難病患者の方は300円
※3　指定難病患者の方は330円

【期間限定】証明書コンビニ交付サービス手数料を10円にします

問合先　市民課住民記録担当

コンビニエンスストアなどに設置しているマルチコピー機により発行した証明書の交付手数料を200円から10円に引き下げます。

※　市役所、若葉駅前出張所の窓口で発行する証明書の手数料は通常どおり200円（世帯全員の住民票300円）となります

期間

6月1日(月)から令和9年3月31日(水)まで

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードと4桁の暗証番号を使うことで、全国のコンビニエンスストアなどに設置しているマルチコピー機で証明書を取得することができるサービスです。

利用時間は土・日曜日、祝日を含む6時30分から23時までと、市役所が開庁していない時間に証明書を取得できる便利なサービスです（メンテナンス時を除く）。

コンビニ交付サービスで取得できる証明書

・住民票の写し（世帯全員・個人）
・印鑑登録証明書（印鑑登録している方のみ）
・住民票記載事項証明書
・課税（非課税・所得）証明書
・市民税・県民税・森林環境税納税証明書

こんなメリットがあります

①家計の負担が軽くなります
②身近にあるコンビニなどで都合に合わせて数分で取得できます
③証明書の申請書を書かずに取得できます

市では、誰にでも利用しやすい窓口を目指して「行かせない・書かせない・待たせない」取り組みを進めています。

ぜひ、便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。

詳細はこちら

パスポート（旅券）手数料が変わります！

問合先　若葉駅前出張所パスポートコーナー☎049・272・5622

外務省HPはこちら

7月1日以降にパスポートを申請する場合は、手数料が変更となります。

①旅券発給に必要な手数料が変わります（国手数料の変更）
②18歳以上の方は10年パスポートになります（18歳以上の5年パスポート廃止）

手数料の改定に伴い、旅券窓口が混雑することが予想されます。

また、旅券申請数が旅券作成可能数を上回る可能性が高いため、申請から交付されるまで通常より日数がかかる場合があります。

※　海外渡航を予定している方は、十分な時間的余裕を持って申請してください

年齢	旅券種別	現行手数料	改正後手数料	備考
18歳以上	10年	オンライン申請　1万5900円 窓口（紙）申請　1万6300円	オンライン申請　8900円 窓口（紙）申請　9300円	7000円減額
18歳未満（12歳以上）	5年	オンライン申請　1万　900円 窓口（紙）申請　1万1300円	オンライン申請　4400円 窓口（紙）申請　4800円	6500円減額
12歳未満	5年	オンライン申請　5900円 窓口（紙）申請　6300円		1500円減額

(仮称)鶴ヶ島市地域交流施設の基本設計を作成しました

問合先　地域活動推進課地域活動推進担当
南市民センター☎049・287・0235

南市民センターを移転・新設する(仮称)鶴ヶ島市地域交流施設について、このたび、施設の配置や規模などを定める「基本設計」業務が完了しました。

基本設計は、施設の全体像を決めるもので、今後はこの内容をもとに、工事に必要な詳細な図面などを作成する「実施設計」へと進みます。令和11年度の供用開始に向けて、引き続き整備を進めていきます。

基本設計の概要については、市ホームページに掲載している資料をご覧ください。

詳細はこちら

※　イメージは基本設計時点のものであり、実際の整備内容とは異なる場合があります

児童手当の現況届について

問合先　こども支援課子育て支援担当

現況届の提出は原則不要です

令和8年度分の現況届は、市が住民基本台帳などで現況を確認するため、原則提出不要です。ただし、次の方は現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方

・離婚協議中の配偶者と別居している方
・DV避難などにより、本市に住民票がない方
・その他、市から提出の案内があった方

※　該当者には、6月上旬までに市から現況届を送付しますので、6月末までに必ず提出してください

詳細はこちら

医療機関の適正受診にご協力をお願いします

問合先　こども支援課子育て支援担当、障害者福祉課障害者福祉担当

医療費の適正受診にご協力をお願いします

こども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費の受給対象者は、受給者証と健康保険証を提示することにより、県内の医療機関窓口での支払いがなくなり、必要な医療の受診がしやすくなっています(例外あり)。各医療制度の安定した運営のため、次のことを実践し、ご協力をお願いします。

休日や夜間の安易な受診は避けましょう

休日や夜間の受診は割増料金がかかり医療費の増加につながります。また、軽い症状にも関わらず休日や夜間に救急外来を訪れることで救急外来が混みあい、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたします。受診する際には、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

埼玉県AI救急相談を利用してください

急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関受診の必要性について、チャット形式で相談できる埼玉県AI救急相談が整備されました。緊急の場合は、埼玉県救急電話相談(☎#7119)と併せて利用してください。

かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、健康管理や初期治療をしてくれる身近な医者のことです。本人や家族の病状などを把握しているので、もしものときに適切で迅速な対応が可能です。

安易な重複診療はやめましょう

同様の症状で複数医療機関を受診することはやめましょう。医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬により体に悪影響を与えてしまう心配があります。受けている治療に不安があるときは、医師に相談しましょう。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品とは、新薬と同じ有効成分・同じ効き目で、新薬と比べ開発費が少ないために価格の安いお薬です。

※　市では「ジェネリック医薬品希望シール」を、こども支援課と障害者福祉課窓口で配布しています

市区町村長による戸籍への氏名の振り仮名の職権記載について

問合先　市民課戸籍担当

戸籍法の一部改正を含む法律が令和7年5月26日に施行され、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになり、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名などが通知されています。

改正法の施行日から1年以内（令和8年5月25日まで）に届出がなかった場合、通知した氏名の振り仮名を本籍地の市区町村において順次戸籍に職権で記載します。本市に本籍のある方は6月中旬から下旬を予定していますが、本市以外の方は本籍地の市区町村に問い合わせてください。職権により戸籍に氏名の振り仮名が記載された方で、その振り仮名を変更する希望がある方は、1回に限り家庭裁判所の許可なく氏名の振り仮名の変更の届出ができます（戸籍への記載が完了するまでの期間は1か月以上かかる見込みです）。

※　すでに氏名の振り仮名の届出をした方、家庭裁判所の許可なく氏名の振り仮名の変更の届出をした方は、改めて戸籍に記載された振り仮名を変更する場合、家庭裁判所の許可が必要です

人権擁護委員を紹介します

問合先　総務人権推進課庶務人権担当

人権擁護委員は、地域の皆さんに人権への関心を持っていただき、理解を深めてもらうため、さまざまな啓発活動を行っています。

また、すべての人の人権を守るため、日常生活の中で起こる人権に関する問題（いじめ、虐待、差別など）について法務局や市役所などで人権相談を行っています。相談は無料で秘密は厳守されます。お気軽に相談してください。

市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5人います。

坂本（さかもと）　毅（つよし）さん
根岸（ねぎし）　芳子（よしこ）さん
新井（あらい）　義忠（よしただ）さん
岸田（きしだ）　栄（さかえ）さん
伊藤（いとう）　眞二（しんじ）さん

代理人、第三者による戸籍、住民票取得の確認に！「本人通知制度」

問合先　市民課戸籍担当

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍の証明などを、代理人や第三者（職務上請求できる人など）に交付したとき、その事実を本人に通知する制度です。利用には事前の登録が必要です。自分の住民票の写しなどが第三者に交付されたことや、委任した請求が行われたことが通知されるので、不正取得による権利侵害の抑止に役立ちます。また、本人通知制度が一般に周知されることにより、委任状の偽造や、差別につながる身元調査などの未然防止に効果があります。一度登録すれば更新は不要です。ただし、住所・氏名・本籍などに変更があった場合は、変更の手続をお願いします。

受付場所

市民課、若葉駅前出張所（ワカバウォーク内）

登録できる方

本市に住民登録または本籍のある方（住民票の除票や除籍などのある方を含みます）

登録に必要なもの

①申請書（ホームページからもダウンロードできます）
②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

法定代理人が登録する場合

①、②および法定代理人であることを証する書類（戸籍謄本など）

代理人が登録する場合

①、②および委任状

※　代理人が同一世帯の方の場合、委任状は不要です

通知対象となる証明書

・住民票（除票を含む）の写し（本籍が記載されたもの）
・住民票記載事項証明書（本籍が記載されたもの）
・戸籍附票（除附票を含む）の写し
・戸籍（除籍を含む）謄抄本
・戸籍記載事項証明書

通知内容

交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別（代理人または第三者の別）

※　代理人や第三者による申請内容については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、本人が開示を請求することができます（証明書を取得した代理人や第三者の個人情報は開示できません）

リサイクルコーナーを活用してください

問合先　生活環境課環境推進担当

市役所1階ロビーにリサイクルコーナーを設置しています。

集めているのは携帯電話（スマートフォン）と6種類のプラスチック製品（インクカートリッジ・ハブラシ・ペン・キッチンスポンジ・ペットボトルキャップ・使い捨てコンタクトレンズの空ケース）です。私たちの生活で使われているプラスチック製品をリサイクルし、ごみを資源へと変えましょう。

Jアラート全国一斉訓練

問合先　危機管理課防災危機管理担当

全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

情報伝達訓練用放送

放送日時　6月3日㈬11時ごろ

放送内容　「（チャイム音）これは、Jアラートのテストです。（繰り返し3回）こちらは、ぼうさいつるがしまです。（チャイム音）」

※　いずれも災害時などは訓練を中止する場合があります

緊急地震速報訓練用放送

放送日時　6月17日㈬10時ごろ

放送内容　「（チャイム音）こちらは、ぼうさいつるがしまです。ただ今から訓練放送を行います。（緊急地震速報チャイム音）緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。（くり返し3回）こちらは、ぼうさいつるがしまです。これで訓練放送を終わります。（チャイム音）」

※　緊急地震速報チャイム音は、実際の緊急地震速報と同じ警報音が流れます

※　放送を聞いたら、自分の身を守る行動をとってみましょう

ハチの営巣活動にご注意ください

問合先　生活環境課環境保全担当

初夏から秋にかけてハチの営巣活動が活発になります。
そもそもハチは、花や樹木の受粉をしたり、毛虫や樹木の害虫を食べたりと、自然の中で大きな役割を果たしている益虫です。
一方、スズメバチは、攻撃性・威嚇性が高く、刺されると死に至ることもあり、大変危険です。
危険な場所にハチが巣を作ってしまった場合は、注意して取り扱ってください。

対　応　方　法

市では、ハチの捕獲、巣の除去などは行っていません。ハチの巣ができた場所の所有者または管理者が対応してください。

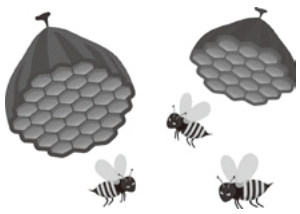

①個人でハチの巣を除去する。
②業者に依頼して、ハチの巣を除去する（スズメバチは、特に攻撃性・威嚇性が高いため、巣の除去には専門の業者に依頼することをお勧めします）。
市では、業者の紹介を行っています。

防護服の貸し出し

市では、個人でハチの巣の除去を行う方に、防護服の貸し出しを行っています。予約制で、貸し出し期間は通常1～2日程度です。最盛期には予約が込み合うこともあり、多少お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※　業者に依頼する際には、インターネット上の広告の金額表示をうのみにしないなど、害獣・害虫駆除サービスのトラブルに注意してください

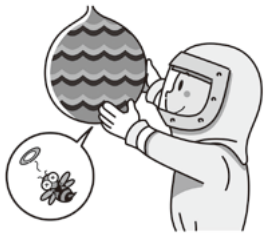

119トピックス

問合先　坂戸・鶴ヶ島消防組合総務課☎049・281・3118

令和7年火災発生件数および出火原因

令和7年中に坂戸・鶴ヶ島消防組合の管内で発生した火災件数は59件で、前年と比べ15件増加しました。

内訳

建物火災34件（前年比14件増加）、林野火災0件（同増減なし）、車両火災3件（同1件増加）、その他の火災は22件（同増減なし）

火災原因　ワースト3

放火（疑い含む）（13件）

・ゴミは夜間に捨てず、決められた日の朝に出しましょう　・建物の周囲に燃えやすい物を置かないようにしましょう

たばこ（11件）

・寝たばこはやめましょう　・灰皿に必ず水を入れるようにしましょう　・吸い殻は完全に消火してから捨てましょう

火入れ（7件）

・野外焼却は一部例外を除き禁止されています

問　坂戸・鶴ヶ島消防組合予防課☎049・281・3117

第13回住宅用火災警報器設置状況調査結果

鶴ヶ島市および坂戸市内の合計100世帯を対象とし、住宅用火災警報器（以下「住警器」という）の設置状況などについて訪問調査したものです。結果については次のとおりです（調査内容抜粋）。

問1　条例により住警器の設置が義務付られている住宅の部分すべてに住警器が設置されていますか？

設置している　66世帯、一部に設置している　16世帯、設置していない　18世帯

問2　問1で「設置している、一部に設置している」と回答した82世帯にお聞きします。最近、半年間に住警器の作動確認を行いましたか？

実施（最近半年間）　28世帯、　実施（調査時）　1世帯、未実施　46世帯、不明　7世帯

問　坂戸・鶴ヶ島消防組合予防課☎049・281・3117

消防団消防ポンプ車操法大会開催

鶴ヶ島市消防団および坂戸市消防団による消防ポンプ車操法大会を開催します。当日は、地元の団員が競技しますのでぜひ応援・見学をお願いします。

日　6月14日（日）8時～

場　石井水処理センター（坂戸市石井1336-1）

問　坂戸・鶴ヶ島消防組合管理課☎049・281・3120

令和8年度鶴ヶ島市消防団役員

団長	中嶋　健治	第一分団長	小川　明夫
副団長	齊藤　眞宏	第二分団長	細矢　大貴
副団長	清野　浩祐	第三分団長	須藤　真司
指導部長	小鮒　勇介	第四分団長	山口　健一
女性部長	辻　恵美		

救命講習会（7月～9月）

普通救命　心肺蘇生法（成人）および大出血時の止血法

上級救命　心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者の管理法、手当の要領および搬送法

対　鶴ヶ島市・坂戸市に在住在勤在学の中学生以上の方

日場

種別	日にち	場所	定員（申込順）	時間
上級救命講習	7月7日（火）	坂戸消防署	30人	9時～17時
普通救命講習	7月18日（土）	鶴ヶ島消防署	20人	9時～12時
上級救命講習	9月11日（金）	坂戸消防署	30人	9時～17時

料　無料　持　筆記具、上級救命については昼食

他　駐車場の用意はありません。

申問　6月9日（火）から坂戸・鶴ヶ島消防組合警防課へ☎049・281・3116（土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時）

水槽付消防ポンプ自動車を更新配備

坂戸・鶴ヶ島消防組合坂戸消防署東分署に水槽付消防ポンプ自動車を配備しました。同車両は、国の緊急消防援助隊の登録車両となっており、特徴は、4WD、ATミッションです。今回更新した消防車を有効活用し、地域の安心安全を守っていきます。

問　坂戸・鶴ヶ島消防組合管理課☎049・281・3120